

この省令は、公布の日から施行する。

別表第四(第十条及び第十一条関係)	
(略)	第二十七条第八項第十一号の規定による統計解析計画書の作成
(略)	(略)
(略)	(略)
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	第七号第五号及び第六号の規定による文書による説明及び同意
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	第十三条第一項(第十四条第一項を含む)の規定による文書による同意
臨床研究法施行規則	第十三条第二項(第十四条第一項において準用する場合を含む)の規定による文書による説明
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第四十七号第一号の規定による文書による説明及び同意

別表第四(第十条及び第十一条関係)	
(略)	第二十七条第八項第十一号の規定による計解析計画書の作成
(略)	(略)
(略)	(略)
再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	(略)

○環境省令第十六号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第七号の二第三項(同法第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む)、第八条の二の二第一項、第九条の八第八項(同法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する場合を含む)、第九条の九第八項(同法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する場合を含む)、第九条の十第六項(同法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する場合を含む)、第十二条第三項、第九項及び第十項、第十二条の二第三項、第十項及び第十一項、第十二条の三第三項、第四項、第五項、第七項及び第八項、第十二条の五第三項、第四項、第六項及び第十項並びに第十五条の二の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を次のように定める。

令和二年五月十五日
 環境大臣 小泉進次郎

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出等に関する特例)

第一条 令和二年三月二十八日から新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)に起因して同法第三十二条第一項の規定により同年四月七日に同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた後、全都道府県の区域において同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされる日(以下「緊急事態解除宣言日」という。)までの間においてした変更に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。)第二条の六第二項の規定の適用については、同項中「十日」とあるのは「三十日」とする。

(一般廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例)

第二条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた令和二年四月七日(以下「緊急事態宣言日」という。)から当該一般廃棄物処理施設が存する都道府県の区域において同条第五項の規定により同項に規定する緊急事態解除宣言がされる日(以下この条において「特定緊急事態宣言解除日」という。)から起算して四月を経過するまでの間において規則第四条の四の三に規定する期間を経過する前に検査を受けることができなかつた場合における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第八条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、規則第四条の四の三の規定にかかわらず、特定緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とする。ただし、この期間内に検査を受けることが困難であると認められるときは、緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とすることができる。

新型コロナウイルス感染症に対処するための
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

令和2年5月15日
環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

1 背景・目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、一定の期限までに履行しなければならない義務の一部について、その履行が困難になっている状況を踏まえ、制度上必要な措置を講ずる。

2 特例省令の内容

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が解除されるまでの間に履行期限が到来するために、その履行に大きな影響が発生する次の義務等について、履行期限の延長を行うなどの特例を定める。

(1) 年次報告等の期限の延長

次の報告等の提出期限は通常毎年度6月末までとされているが、令和2年度に行う報告等については令和2年10月末まで延長。

- 多量排出事業者の廃棄物処理計画及び実績の年次報告
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況の年次報告
- 再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る大臣認定を受けた者が行う処理の実績報告

(2) 廃棄物処理業に係る許可の変更の届出等に関する特例

- 一般廃棄物及び産業廃棄物処理業の許可並びに再生利用、広域的な処理及び無害化処理に係る大臣認定を受けた事項に変更があったとき等に必要な変更届の提出期限を延長（原則10日以内→30日以内）。

(3) 廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例

- 一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の定期検査ができなかった場合には、当該施設が設置されている都道府県の緊急事態解除宣言の日から起算して4月以内に行えばよいこととする。

(4) マニフェストに関する特例

- 運搬受託者及び処分受託者が廃棄物の処理をした際にマニフェスト交付者へのその写しの送付期限を延長（原則10日以内→30日以内）
- 電子マニフェストについてもマニフェストと同様に登録の期限を延長（休日を除く3日以内→30日以内）
- マニフェスト交付者が、その写しの送付を受けないことにより産業廃棄物の処理の状況の把握等をすべき義務を負うまでの期限を延長（運搬受託者若しくは処分受託者からの写し90日→120日、最終処分終了の写し180日→240日）
- 電子マニフェストについては、情報処理センターが運搬受託者又は処分受託者からの報告を受けるときの期間を延長。（収集運搬・処分90日→120日、最終処分180日→240日）

(5) 産業廃棄物の保管の届出に関する特例

- 排出事業者が自ら排出する産業廃棄物を事業場外において保管するときは通常は事前に届出が必要だが、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む。）による処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う場合には事後届出でよいこととする。

(6) その他

- （1）から（5）までの規定の整備に伴う所要の改正を行う。

3 施行期日等

令和2年5月15日

なお、（1）以外の規定については緊急事態宣言がされた日（令和2年4月7日）に遡って適用する。

○環境省令第十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第七条の二第三項（同法第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八条の二の二第一項、第九条の八第八項（同法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条の九第八項（同法第十五条の四の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条の十第六項（同法第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二条第三項、第九項及び第十項、第十二条の二第三項、第十項及び第十一項、第十二条の三第三項、第四項、第五項、第七項及び第八項、第十二条の五第三項、第四項、第六項及び第十項並びに第十五条の二の二第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を次のように定める。

令和二年五月十五日

環境大臣 小泉進次郎

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特

例を定める省令

(一般廃棄物処理業に係る変更の届出等に関する特例)

第一条 令和二年三月二十八日から新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に起因して同法第三十二条第一項の規定により同年四月七日に同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた後、全都道府県の区域において同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされる日（以下「緊急事態解除宣言日」という。）までの間においてした変更に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第二条の六第二項の規定の適用については、同項中「十日」とあるのは「三十日」とする。

(一般廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例)

第二条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた令和二年四月七日（以下「緊急事態宣言日」という。）から

当該一般廃棄物処理施設が存する都道府県の区域において同条第五項の規定により同項に規定する緊急事態解除宣言がされる日（以下この条において「特定緊急事態宣言解除日」という。）から起算して四月を経過するまでの間において規則第四条の四の三に規定する期間を経過する前に検査を受けることができなかった場合における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第八条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、規則第四条の四の三の規定にかかわらず、特定緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とする。ただし、この期間内に検査を受けることが困難であると認められるときは、緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とすることができる。

（再生利用の認定に関する特例）

第三条 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間においてした変更に係る規則第六条の八第一項（規則第十二条の十二の七の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、規則第六条の八第一項中「十日（法人で次項第一号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」とあるのは、「三十日」とする。

2 令和二年三月三十一日以前の一年間に係る規則第六条の十二（規則第十二条の十二の七の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告に係る規則第六条の十二の規定の適用については、同条中「六月三十日」とあるのは「十月三十一日」とする。

（広域的処理の認定に関する特例）

第四条 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間においてした変更に係る規則第六条の二十一の二第一項（規則第十二条の十二の十三の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、規則第六条の二十一の二第一項中「十日（法人で次項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」とあるのは、「三十日」とする。

2 令和二年三月三十一日以前の一年間に係る規則第六条の二十四（規則第十二条の十二の十三の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告に係る規則第六条の二十四の規定の適用については、同条中「六月三十日」とあるのは「十月三十一日」とする。

（無害化処理の認定に関する特例）

第五条 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間においてした変更に係る規則第六条

の二十四の九第二項（規則第十二条の十二の十九の規定により読み替えて準用する場合を含む）。

）の規定の適用については、規則第六条の二十四の九第二項中「十日（法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日）」とあるのは、「三十日」とする。

2 令和二年三月三十一日以前の一年間に係る規則第六条の二十四の十六第一項（規則第十二条の十の十九の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告に係る規則第六条の二十四の十六第一項の規定の適用については、同項中「六月三十日」とあるのは「十月三十一日」とする。

（産業廃棄物の保管の届出に関する特例）

第六条 緊急事態宣言日から緊急事態宣言解除日までの間においてする産業廃棄物の保管に係る規則第八条の二の三、第八条の二の七及び第八条の十三の四の適用については、規則第八条の二の三及び第八条の十三の四中「場合」とあるのは、「場合及び新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下この条において同

じ。)による処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う場合」とし、規則第八条の二の七の見出し中「非常災害」とあるのは「非常災害等」とする。

(多量排出事業者の廃棄物処理計画に関する特例)

第七条 令和二年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画に係る規則第八条の四の五及び第八条の十七の二の規定の適用については、これらの規定中「六月三十日」とあるのは、「十月三十一日」とする。

2 令和元年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画に係る規則第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定の適用については、これらの規定中「六月三十日」とあるのは、「十月三十一日」とする。

(運搬受託者及び処分受託者の管理票交付者への送付期限に関する特例)

第八条 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間における運搬又は処分の終了及び最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付に係る規則第八条の二十三、第八条の二十五

及び第八条の二十五の三の規定の適用については、これらの規定中「十日」とあるのは、「三十日」とする。

(管理票交付者に関する特例)

第九条 令和二年三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に係る規則第八条の二十七の規定の適用については、同条中「六月三十日」とあるのは、「十月三十一日」とする。

(管理票の写しの送付又は運搬受託者若しくは処分受託者からの報告を受けるまでの期間に関する

特例)

第十条 令和二年一月八日から緊急事態解除宣言日までの間において交付した管理票又は実施した登録に係る規則第八条の二十八第一号又は第八条の三十七第一号の規定の適用については、これらの規定中「九十日」とあるのは「百二十日」とする。

2 令和元年十月十日から緊急事態解除宣言日までの間において交付した管理票又は実施した登録に係る規則第八条の二十八第二号又は第八条の三十七第二号の規定の適用については、これらの規定中「百八十日」とあるのは「二百四十日」とする。

(情報処理センターへの報告期限に関する特例)

第十一条 令和二年四月二日から緊急事態解除宣言日までの間における運搬又は処分の終了及び最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付に係る規則第八条の三十四及び第八条の三十四の三の規定の適用については、これらの規定中「三日(休日等を除く。)」とあるのは、「三十日」とする。

(処分受託者の管理票交付者への管理票の写しの送付期限に関する特例)

第十二条 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間に最終処分が終了した旨の通知を受けた場合における規則第八条の三十四の六の規定の適用については、同条中「十日」とあるのは、「三十日」とする。

(産業廃棄物処理業等に係る変更の届出等に関する特例)

第十三条 令和二年三月二十八日から緊急事態解除宣言日までの間においてした変更に係る規則第十条の十第二項及び規則第十条の二十三第二項の規定の適用については、これらの規定中「十日(法人で次項第一号又は第二号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、三十日)」

とあるのは、「三十日」とする。

(産業廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例)

第十四条 緊急事態宣言日から当該産業廃棄物処理施設が存する都道府県の区域において新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項の規定により同項に規定する緊急事態解除宣言がされる日(以下この条において「特定緊急事態解除宣言日」という。)から起算して四月を経過するまでの間において規則第十二条の五の三に規定する期間を経過する前に検査を受けることができなかつた場合における法第十五条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、規則第十二条の五の三の規定にかかわらず、特定緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とする。ただし、この期間内に検査を受けることが困難であると認められるときは、緊急事態解除宣言日から起算して四月以内とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第七条及び第

九条以外の規定は令和二年四月七日から適用する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正)

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第八条の二十七中「若しくは」を「又は」に改め、「又は大牟田市」を削る。